

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|-------------------|--|---|---|-------|-------------------|----------------------|
| 1 | ○ | 地域食堂ネットワーク運営補助金 | 「地域食堂ネットワーク」の取組を支援し、こども食堂を核として子どもを含む多様な人が利用・参加する「地域の居場所」づくりを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域食堂への食材提供体制の拡充（食支援拠点を市内3カ所に設置） 支援団体の拡大 52団体 | 支援団体をさらに拡大し、支援内容についても食材寄付のみならず多様な支援を提供いただく団体を拡大する。 | 人権政策局 | 人権推進課（中央人権福祉センター） | 58 |
| 2 | ○ | 子どもの居場所づくり推進事業費 | 新たにこども食堂に取り組み民間団体等の立ち上げ・運営に要する費用に対して助成を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域食堂（こども食堂）の拡大 22食堂 | 地域食堂（こども食堂）が未設置の中学校区へ積極的に関与し、立上げに向けた支援を行う。 | 人権政策局 | 人権推進課（中央人権福祉センター） | 59 |
| 3 | ○ | 男女共同参画かがやき企業認定事業費 | 企業における子育てしやすい環境づくりの促進を目的として、仕事と家庭の両立に配慮した働きやすい職場環境の整備や、だれもが個性と能力を活かして働くことのできる職場意識の形成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 問い合わせのあった企業に職員が企業訪問などを行うことにより、新たに2社の認定につながった 認定した日から起算して3年を経過した企業に対して、更新を依頼し、11社を更新企業として認定 全体では、45社（うち、新規企業2社）を認定 | 改正育児・介護休業法が施行され、企業の努力が今後、一層求められている。引き続き、働く場における女性活躍を推進するとともに、男性の家事・育児の参加を促すため、企業への意識改革や働き方の見直しなど、企業に対する啓発に取り組む。 | 人権政策局 | 男女共同参画課 | 61 |
| 4 | ○ | 若者定住促進事業費 | 男女の出会いから成婚までをサポートする「麒麟のまち婚活サポートセンター」を運営し、結婚による若者定住の促進と人口増加を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 趣味・趣向に応じた婚活イベントの開催 40回 会員のスキルアップのための各種セミナー開催 11回 出会いから成婚までのサポート 婚活イベントを企画・運営する団体への協力 6回 ※カップル成立数75組、成婚報告数6組（累計42組） | 交際まで進展するカップルが少ないため、婚活アドバイザーとして活躍する方をアドバイザーに迎え事業のブラッシュアップを図るとともに、サークル活動を開始するなど、解消しにくいカップルの成立を目指す。 | 企画推進部 | 政策企画課 | 70 |
| 5 | ○ | 小児特別医療助成費 | 小児(18歳に達した年度末までの入院・通院医療費を助成 | 小児に対し、入院・通院医療費の助成を行った。 (令和4年度) 件数 210,242件 扶助費 602,065,768円 | 少子化や子どもの貧困が課題となっているなか、子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、引き続き制度の円滑な運営に努めていく。 | 福祉部 | 保険年金課 | 137 |

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|------------------|--|--|---|--------|--------|----------------------|
| 6 | ○ | ファミリーサポートセンター事業費 | 育児負担の軽減及び仕事と家庭の両立を支援するため、子育てのサポート(一時預かり、児童の習い事送迎等)をしてほしい会員(依頼会員)とサポートできる会員(提供会員)を橋渡しするファミリー・サポート・センター(育児型)を運営する。 | ファミリー・サポート・センター(育児型)の運営 ・会員数 1,028人 (依頼会員914人、提供会員96人、両方会員18人) ・活動回数 665回 | さらなる相互援助活動には、提供会員の増加が必要である。今後も引き続き提供会員の確保に向け、取組を進めていく。 | こども家庭局 | 幼児保育課 | 144 |
| 7 | | 子どもの貧困対策推進事業費 | 子どもの貧困に対する「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を行っている庁内関係部署と関係機関等が連携し、子どもの貧困対策の総合的かつ計画的な推進を図る。 | ・子どもの貧困対策に係る庁内連絡会議の開催 1回 ・子どもの貧困対策に係る地域協議会の開催 1回 ・子どもの貧困対策研修会の実施 1回 ・第2期鳥取市子どもの未来応援計画の実施 | 生活の多様化、複雑化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大が、子どもを取り巻く生活様式に大きな変化をもたらしており、子どもの貧困も多様化している。今後も、支援が必要な子ども等の把握と、適切な支援に繋げるため、関係機関のネットワークを強化していく。 | こども家庭局 | こども未来課 | 141 |
| 8 | | 子どもの第3の居場所事業費 | 様々な要因で生活に困難を抱える子どもに、学校でもない、家でもない第3の居場所を提供し、学習支援や入浴、食事等の生活習慣の定着を図る。 | ・生活に困難を抱える子ども14名への支援の実施 ・サポートルームとして体験利用を実施 | 支援が必要な子どもに必要な支援が届けられるよう、子どもとその保護者の実態把握が必要であり、そのためにも関係機関や要保護児童対策地域協議会との連携を強化していくことが必要である。 | こども家庭局 | こども未来課 | 142 |
| 9 | | ひとり親家庭自立支援給付金事業費 | ひとり親家庭の親に対し、看護師等国家資格取得養成機関在籍中に給付金の支給、または介護職員初任者研修等資格取得講座の受講経費の一部を支給することにより、就職に有利な資格取得を促進し、生活の安定に繋がるよう支援する。 | ・高等職業訓練促進給付金の支給 16名 ・自立支援教育訓練給付金の支給 5名 | ひとり親家庭の生活安定には収入増の取組は引き続き必要であり、資格取得等による就労環境の変化や処遇改善はその一助になることから、事業を継続していく。 | こども家庭局 | こども未来課 | 143 |
| 10 | ○ | 保育所緊急整備事業費補助金 | 保育園の収容能力不足の解消や幼保連携の推進を図るため、民間事業者が計画している施設整備に対する助成を行う。 | 施設整備補助(改築) 1園 施設整備補助(大規模改修) 1園 施設整備補助(防犯対策) 3園 (補助基準額×補助率3/4) 待機児童 4月1日時点 0人 10月1日時点 7人 | 年度途中に待機児童が発生しているなか、施設整備による定員数の増加は待機児童対策に一定の効果があることから、支援を継続していく。 | こども家庭局 | 幼児保育課 | 146 |

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|--------------|--|---|--|--------|-------------|----------------------|
| 11 | ○ | 病児・病後児保育事業費 | 病気又はその回復期にある児童を一時的に預かる事業を実施し、保護者の子育てと就労等の両方を支援する。 | ①病児保育事業 病児保育室キッズルームこぐま、病児保育室とくよしさかえまち、病児保育室とくよしこやま、コモド第三保育園瓦町 ②病後児保育事業 市立病院、保育所2園 | 保護者の子育てと就労の両立に、病児保育施設・病後児保育施設の果たす役割は大きいことから、事業を継続していく。 | こども家庭局 | 幼児保育課 | 147 |
| 12 | ○ | 子育て支援短期利用事業費 | 仕事、疾病、家庭の事情等により一時的に家庭での養育が困難なとき、その間の養育を頼れる支援者のない保護者を支援するため、宿泊を伴うショートステイ事業、平日中の平日日帰りステイ、平日夜間・休日のトワイライトステイ事業による一時預かりを実施する。 | 一時預かりの実施 ・ショートステイ 17ヶ所 ・平日日帰りステイ 17ヶ所 ・トワイライトステイ 17ヶ所 | 保護者の負担軽減を図り、児童福祉の向上に資するため、ショートステイ、日帰りステイ、トワイライトステイを引き続き安定して実施するため、受け入れ施設の増加に努める。 | こども家庭局 | こども家庭相談センター | 148 |
| 13 | | こども家庭支援事業費 | 児童福祉に関する情報提供を行うとともに、家庭、その他からの相談に応じ、関係機関とも協力をしながら必要な支援を行う。また、児童福祉法に基づく鳥取市要保護児童対策地域協議会を設け、個別支援会議、実務者会議、代表者会議で、関係機関と情報交換や役割分担等の調整を行う。 | ・児童虐待の相談等への対応 ・児童虐待防止・支援対策の検討 ・早期母子支援の実施 ・鳥取市要保護児童対策地域協議会の開催 ・児童虐待防止の市民啓発 | 児童虐待の防止を図るため、鳥取市要保護児童対策地域協議会の運営や育児相談対応・児童虐待防止についての市民啓発等を継続して実施する。 | こども家庭局 | こども家庭相談センター | 149 |
| 14 | ○ | 妊娠・出産包括支援事業費 | 妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を包括的に行い、安心して妊娠・出産・育児が行える環境を整え、子育てを支援する。 | 産後ケア事業の実施 ・母子ショートステイ 6箇所 ・母子デイサービス（通所） 5箇所 ・母子デイサービス（訪問） 4箇所 ・乳児一時預かり 6箇所 産後ケア事業を実施する助産所の施設・設備整備に対する支援 ・助産所 1箇所 | 母体ケア・乳児ケアや育児不安の解消を図り、育児が安定するよう、産後ケア事業（母子ショートステイ、母子デイサービス、乳児一時預かり）を継続して実施する。 | こども家庭局 | こども家庭相談センター | 150 |

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|--------------------|---|--|--|------------------|-------------|----------------------|
| 15 | ○ | 児童発達支援事業費 | 発達上の困難を抱える児童の早期発見・早期療育等の適切な相談支援を行うため、専任の発達支援コーディネーターや心理相談員の助言指導により、子どもの成長段階に応じた一貫した支援及びその家族の支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的スタッフによる児童発達相談(1,603件) ・発達支援保育指導委員会(1回・書面審査) ・巡回指導の実施(36園・133人) ・こどもの発達支援ネットワーク推進会議の開催(1回開催) ・研修会の実施(1回・鳥取療育園と共催で地域療育セミナーをオンラインで開催) | 発達障がいに対する関心の高まりから、子どもの発達に関する相談は、早期から、また多様化しており、発達支援コーディネーターや心理相談員の役割がますます重要となっている。乳幼児期からの発達支援の充実のため、関係機関との連携をより深め、継続した切れ目のない支援の充実を図る。 | こども家庭局 | こども発達支援センター | 151 |
| 16 | ○ | 親子通所療育事業費 | 概ね2～3歳の主に家庭にいる発達上の困難を抱える児童をもつ親に対して、療育的活動を中心とした活動を通して児童への接し方を伝えるとともに、児童に対する発達支援を行い、就園へ移行できるように支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的スタッフ(発達支援コーディネーター、保育士等)による親子通所療育(通称らっこクラス)の実施(44回開催・延べ378人参加) | 発達支援を必要とする幼児、子育ての困難を抱える保護者からのニーズは高いものと考え、今後子どもの発達面の成長を促すため、親子遊びを中心とした早期からの療育を実施し、親子の関わり方への支援、就園へ移行できるよう支援を行い、より一層療育の充実を図っていく。 | こども家庭局 | こども発達支援センター | 151 |
| 17 | ○ | 小集団療育事業費 | 就学前の診断が未確定な時期の幼児に対し、小集団療育の中で、対人関係やコミュニケーション力を獲得し、集団での行動統制が図れるよう支援を促すとともに、保護者に対する児への接し方を伝える機会を提供する。 | 専門的スタッフ(若草学園保育士等)による小集団療育(通称いるかクラス)の実施(7回開催・延べ29人参加) | 発達支援を必要とする幼児に小集団の療育を提供することで、大人との安定した関係から、他者とつながる心地よさを感じ、集団の中での行動統制が図れるよう支援を促すための重要な事業である。今後も、子ども達の発達や課題に合わせた療育を設定し、工夫しながらより一層療育の充実を図っていく。 | こども家庭局 | こども発達支援センター | 152 |
| 18 | ○ | インクルーシブ教育システム推進事業費 | 特別な支援を必要とする可能性のある子どもに対し、小学校入学前から適切な情報提供や就学に関する相談の実施等に取り組み、柔軟できめ細かな対応ができる就学相談員を配置し、早期からの就学相談や支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的スタッフ(就学相談員等)による就学相談及び教育相談(2,173件) ・保護者への適切な情報提供を目的に就学説明会を開催し、小学校への円滑な移行を目指した取り組みを行った。 ・就学前小集団活動(にじのきょうしつ)の実施(40回開催、延べ173人参加) | 就学前の特別な支援を必要とする子ども達の早期からの相談支援体制の構築を図ることで、就学に向けて不安を抱える子どもや保護者が見通しを持って就学を迎えることが重要である。今後も安心して就学に望めるよう、引き続き早期からの就学相談・支援を行い、より一層福祉と教育の連携を図っていく。 | こども家庭局 | こども発達支援センター | 153 |
| 19 | ○ | 母子保健訪問指導事業費 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する不安や相談等に応じたり、情報提供を実施する。 | 新生児訪問指導の訪問率 97.6% | 子育てに関する不安などの相談等に応じ、母子が孤立せず安心して子育てができるよう今後も継続して支援していく。訪問できない場合は、状況把握に努めていく。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 164 |

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|-------------------|--|--|--|------------------|-----------|----------------------|
| 20 | ○ | 妊婦健康診査費 | 妊娠中の異常の早期発見や疾病予防のため、妊婦健康診査費用の一部を助成する。 | 妊婦健康診査費用の一部助成の実施 ・委託医療機関実施 延べ17,029件 ・償還払い 延べ 265件 | 健診にかかる費用の経済的負担を軽減し、安心して健診を受けることにより、安全に出産を迎えることができるよう、継続して一部助成を実施する。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 165 |
| 21 | ○ | 産後健康診査費 | 産後初期の母子の支援強化と、産後うつ及び新生児虐待の予防を図るため、出産後間もない時期の産婦の健康診査費用を助成する。 | 産後健康診査の実施 ・委託医療機関実施 延べ2,439件 ・償還払い 延べ 73件 | 今後も継続して、産後初期の段階の母子の支援強化し、産後うつ及び新生児虐待の予防を図る。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 165 |
| 22 | ○ | 子育て世代包括支援センター事業費 | 子育て世代包括支援センター「こそだてらす」において、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う。 | 子育て世代包括支援センターの運営 ・全妊婦相談の実施 100% ・妊婦教室（集団・個別）の開催 延べ18回 ・産後サロンの開催 23回 | 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、孤立を防ぎ安心して子育てできるように継続して支援していく。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 166 |
| 23 | ○ | 不妊治療費等支援事業費 | 令和4年度から特定不妊治療の一部が保険適用されるが、保険適用されない治療費の経済的負担軽減のため、先進医療等に係る費用の一部を助成する。 | 不妊治療に要した費用の助成の実施（県東部1市4町） ・特定不妊治療費助成 国制度 103件 県制度 14件 ・人工授精助成 県制度 20件 | 生殖補助医療（体外受精・顕微授精）は令和4年度から保険適用となったが、一部保険適用外の治療等があることから、新たな県助成制度に加え市追加助成を行うことにより、子どもを望む方への支援を行う。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 167 |
| 24 | ○ | 希望をかなえる妊娠・出産支援事業費 | 子どもを望む夫婦等が早期に不妊検査を受け、必要な場合に速やかに治療を開始できるよう、不妊検査費用の一部を助成をする。 | 不妊検査に要した費用の助成の実施 ・不妊検査費助成 57件 | 不妊検査は早期に原因や必要な情報を得ることで継続実施し、子どもを望む方への支援を行う。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 167 |
| 25 | ○ | 特定不妊治療助成事業費 | 保険適用とならない特定不妊治療費の一部を助成する。 | 特定不妊治療に要した費用の追加助成の実施 ・特定不妊治療費助成（市追加助成） 177件 | 生殖補助医療（体外受精・顕微授精）は令和4年度から保険適用となったが、一部保険適用外の治療等があることから、新たな県助成制度に加え市追加助成を行うことにより、子どもを望む方への支援を行う。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 168 |

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|--------------------|--|---|--|------------------|-----------|----------------------|
| 26 | ○ | 一般不妊治療助成事業費 | 保険適用とならない人工授精の費用の一部を助成する。 (令和4年度から人工授精費用が保険適用となるため、令和5年度から事業廃止予定。) | 人工授精に要した費用の追加助成の実施 ・人工授精助成(市追加助成) 61件 | 令和4年度から人工授精費用が保険適用となったため、令和5年度から事業廃止。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 168 |
| 27 | ○ | 不育症検査費等助成事業費 | 不育治療の経済的な負担を軽減するため、保険適用とならない不育症の検査・治療費の一部を助成する。 | 不育症の検査及び治療に要した費用の助成の実施 ・国制度助成件数 1件 ・市制度助成件数 8件 | 不育症検査のうち、国助成制度の対象であった絨毛染色体検査は令和4年度から保険適用となった。保険適用外の不育症検査及び治療については、本市独自の助成制度で支援を行う。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 169 |
| 28 | ○ | 健やかな妊娠・出産のための応援事業費 | 不妊専門相談センター(県立中央病院に設置)を県と共同で運営することで、不妊や不育症の悩みを相談できる体制を確保し、健康の保持・増進につなげる。 | 鳥取県東部不妊専門相談センター(はぐてらす)の運営 ・延べ相談件数 619件 | 晩婚化等の要因から不妊治療を行う方は増加しており、専門的な知識で対応できる不妊専門相談センターは必要な場所となっている。継続して不妊専門相談センターを運営していく。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 169 |
| 29 | ○ | 子育て支援アプリ活用推進事業費 | 子育て中の家族を支援するため、「子育て支援アプリ」を活用した子育てに関する情報提供やオンライン相談の導入により、子育て支援サービスの充実を図る。 | 子育て支援アプリの運用 ・アプリ登録者数 1,023人 ・オンライン相談の実施 1人 | 子育て支援アプリ内の情報の充実を図るとともに、オンライン相談を継続実施することで、切れ目のない子育て支援を行う。 | 健康こども部 鳥取市保健所 | 健康・子育て推進課 | 170 |
| 30 | ○ | 働き方改革推進事業費 | 働き方改革推進セミナーの開催や働き方・キャリア支援員の企業訪問等の啓発活動により、市内企業がリモートワークなどの新たなワークスタイルを活用することで、子育て世代など多様な人材が活躍できる職場環境の整備を促進する。 | ①働き方キャリア支援員による企業訪問(訪問91社) ②働き方改革セミナー：労働者協同組合法に基づき設立される法人「労働者協同組合」についてのセミナーを企画したが、申込がなかったため未開催となった。 | 今後も地元企業の生産性の向上や人材確保に繋げるため、企業の実態と課題を掘り起こし、企業の抱える課題に対するアドバイスやセミナーの開催など支援を行っていく。 | 経済観光部 | 経済・雇用戦略課 | 182 |

| No | 総合戦略事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和4～6年度) | 事業の成果 (令和4年度) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別概要ページ) |
|----|--------|----------------------------------|--|---|--|--------|-------------------|----------------------|
| 31 | ○ | 放課後児童対策事業費 | 児童の健全育成を図るため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びおよび生活の支援を行う。学校施設活用型の放課後児童クラブ運営を進め、児童が安全・安心に過ごすことができる場所を確保する。 | 放課後児童クラブの運営 ・既設 74クラブ ・新規(分割)設置 2クラブ(大正・附属) 計76クラブ | 放課後児童クラブへの入級希望児童数は増加傾向にあり、開設場所の確保が急務である。今後も状況に応じ、クラブの新設・分割・拡充を行うほか、民間施設を活用しているクラブについては、学校施設の活用を検討する。また、クラブ支援員等の確保も課題であることから、処遇改善等の取組についても引き続き実施する。 | 教育委員会 | 学校教育課 | 274 |
| 32 | ○ | 放課後子ども教室推進事業費 | 放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期・継続的に提供する。 | 放課後子ども教室の運営 ・既設 3教室 ・新規 1教室(逢坂) 計4教室 | 現在開設している子ども教室を継続して支援するとともに、放課後児童クラブが開設できない小学校区で、地域から要望があれば実情に応じて子ども教室の開設を支援する。 | 教育委員会 | 学校教育課 | 282 |
| 33 | ○ | フードサポート事業費 (コロナ克服・新時代開拓臨時交付金) | コロナ禍により一時的に生活困難となった者への食料の提供、地域食堂の運営に必要な食材の提供をすることで生活困窮者支援を強化する。 | ・食料支援対応件数 136件 ・22食堂への定期的な食材提供 | 生活困窮者の相談件数は依然としてコロナ前よりも多く推移しており、本事業を継続実施し困難を抱えた人の早期把握に努める。 | 人権政策局 | 人権推進課(中央人権福祉センター) | 329 |
| 34 | | 市立保育園等ICT化事業費(コロナ克服・新時代開拓省庁分) | 市立保育園等にICTを活用した業務支援システムを導入し、登降園管理や園児の健康管理、職員のシステム管理を行うことで、保育士の事務負担軽減と保育の質の向上を図る。また、保護者との利便性の向上を図る。 | ・ネットワーク環境の整備 ・ネットワークタブレットの導入 市立保育園169台 市立幼稚園12台 予備 2台 ・保育業務支援システムの導入 市立保育園22園、市立幼稚園3園 | 連絡帳や給食管理については、段階的にシステムを導入予定であり、今後も保育の質と、利便性の向上を進めていく。 | こども家庭局 | 幼児保育課 | 340 |
| 35 | | ヤングケアラー支援事業費 | こども家庭相談センターにヤングケアラーの支援を行うコーディネーター(2名)を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みの充実を図る。 | ・ヤングケアラー支援コーディネーターを配置 1名 | ヤングケアラー・コーディネーター(2名)を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みの充実を図る。 | こども家庭局 | こども家庭相談センター | 150 |